

受賞おめでとうございます

長年にわたり地域安全活動に尽力し、犯罪の防止に貢献された実績が認められ、次の皆さんが受賞されました。

県知事感謝状(安全なまちづくり功労者)

・森岡区長 水野 幸三郎氏

・石浜区長 平林 毅氏
・生路区長 長坂 吉春氏

(公社)県防犯協会連合会長感謝状

・東ヶ丘自治会長 吉田 錠治氏

●問い合わせ 防災交通課 内線349

12月3日～9日 障害者週間

障がいや障がい者への理解を深めるとともに、障がい者の社会参加への意欲を高めることを目的とした週間です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し、「誰もが暮らしやすい地域社会」の実現をめざすために、この機会に、障がいの特性や必要な配慮について考えてみましょう。

●障害者差別解消法をご存知ですか？

障がいを理由とする差別を解消して、すべての人が障がいの有無にかかわらず、平等に暮らせる社会作りを推進するための法律で、平成28年4月に施行されました。この法律では、役所や事業所に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

●障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。

●合理的配慮とは？

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思*の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことです。このような合理的配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。
※知的障がいなどにより本人の意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●社会的障壁とは？

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを指します。
・通行、利用しにくい施設、設備など
・利用しにくい制度
・障がいのある人への偏見など

●問い合わせ 福祉課 内線121

介護保険料納付証明書を送付します

平成28年中(平成28年1月1日～12月31日)に支払った介護保険料の納付証明書を知多北部広域連合から平成29年1月末頃に送付します。支払った介護保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

※年末調整などにより事前に必要な方は、見込み

額での納付証明書(特別徴収分を含む。)を発行しますので、役場福祉課へ申請してください。

●問い合わせ

・知多北部広域連合 事業課
☎052-689-2261
・役場 福祉課 内線124

	対象	内容
送付される方	納付書または口座振込により納付した方(普通徴収) 障害年金、遺族年金から天引きされた方	平成28年1月1日～12月31日に支払った介護保険料の納付済額
送付されない方	公的年金から天引きされた方(特別徴収) ※障害年金、遺族年金を除く。	年金保険料(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」の利用を想定